術を組み合わせて運用しながら、安全目的で開発がなされ、その数は増えると予想されること。

c)　AISは、海洋安全のためのアプリケーションにとって実績のある技術であり、識別機能、航行安全機能、航行補助、位置信号及びデータ通信を提供すること。

d)　これらの自律型海上無線装置の一部は、個人用あるいは船舶搭載の機器に用いられているものとは異なる海洋識別子を必要とする可能性があること。

以下を認識し、

a)　AIS並びに海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）の一体性が守られるべきこと。

b)　海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）1974（修正版）に準拠した船舶及びAIS、DSCその他のGMDSS警報装置を含む自動無線通信システムを装備したほかの船舶には、ITU-R勧告M.585に従い海洋移動業務識別コード（MMSIs）が付与されなければならないこと。

c)　付録第18号の周波数及びITU-R勧告M.585に述べた海洋識別コードの使用は、海洋移動業務の一部として特定された装置に限ること。

d)　第1.28号及び無線通信部門（ITU-R）勧告の定義に当てはまらないこれらの自律型海上無線装置には、新しい分類が必要であること。

以下を更に認識し、

a)　AIS技術を使用している大多数の自律型海上無線装置は、AIS1及びAIS2の周波数帯で運用しており、船舶局又は航行補助のためのMMSIs資源をある程度占有していること。

b)　ITU-R勧告M.493、M.1371及びM.541が、一部の関連海洋無線装置の技術的及び運用上の特性を記述していること。

c)　ITU-R報告M.2285が、海洋生存者位置システム及び装置（海中転落者緊急通報システム）として使用される一部の海洋装置のためのシステムの概要及びその運用形態を提供していること。

d)　航行安全のために使用されるAISの機能動作、特にAIS捜索救助用位置指示送信装置（AIS-SARTs）による捜索及び救助活動に対する効果の評価が必要であること。

以下に留意し、

a)　WRC-12が、付録第18号の中で将来の新しいAISアプリケーション又はシステムの実験及び試験のためにチャネルを指定したこと。

b)　ITU-Rが、将来の新しい海洋識別方式を研究するよう要求されたこと。

以下を2019年世界無線通信会議に要請することを決議し、

ITU-Rの研究結果を検討し、必要な措置を執ること。

以下をITU-Rに要請し、

1　156-162.05MHzの周波数帯で運用する自律型海上無線装置のスペクトルの必要性並びに技術的及び運用上の特性を決定するため、WRC-19に間に合うよう必要な研究を行うこと。

2　各種自律型海上無線装置を分類するために必要な研究を行うこと。

3　ITU-R要請事項1及び2の結果に基づき、GMDSS及びAISに無用な制約が課されることがないよう、共用及び両立性の研究を行うこと。

4　ITU-R要請事項1から3の結果及び既存の海洋技術を考慮し、156-162.05MHzの周波数帯において、自律型海上無線装置のために執り得る規制措置及び適切な周波数を決定するための研究を行うこと。

以下を更に要請し、

国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）、世界気象機関（WMO）、国際水路機関（IHO）、国際航路標識協会（IALA）、国際電気技術委員会（IEC）及び国際海事無線会議（CIRM）に対し、これら研究に寄与すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するIMO、ICAO、WMO、IEC、IALA、IHO、CIRMその他の関係国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

改　　決議第417（WRC-15、改）　航空移動（R）業務による960-1164MHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC-07が、960-1164MHzの周波数帯を新しいAM(R)Sシステムで利用できるようにして、一層の技術開発、投資及びシステムの配備が可能になるようにするため、同周波数帯をAM(R)Sに分配したこと。

b)　960-1164MHzの周波数帯が、ARNSへ最近分配されていること。

c)　航空機上や地上の監視用アプリケーションも含めて、通信や航空航行を支援する新しい技術が開発されていること。

d)　AM(R)Sへの960-1164MHzの周波数帯の分配は、航空交通管理において、多量のデータ処理を伴い、安全上重要な航空データを送信するデータリンクも備えることができるアプリケーション及び構想の導入を支援するためであること。

e)　アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、中華人民共和国、ロシア、カザフスタン、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナでは、960-1164MHzの周波数帯はARNSのシステムでも用いられているが、これに関してはICAOによる標準及び勧告方式（SARPs）の作成も公表も行われていないこと。

f)　さらに、960-1164MHzの周波数帯はARNSにおいて運用されている非ICAOシステムによっても使用されており、その特性はICAOの標準的な距離測定装置の特性と類似していること。

以下を認め、

a)　国際民間航空条約の第10附属書には、国際民間航空で使用される航空無線航行及び無線通信システムのためのSARPsが定められていること。

b)　AM(R)S分配の下で運用するICAOの標準UAT及び考慮事項e)で特定されているシステムを除いた、同じ周波数範囲で運用されている他のシステムとの間の全ての両立性の問題が取り扱われてきたこと。

c)　1024-1164MHzの周波数帯では、共用の条件は960-1024MHzの周波数帯よりも複雑であること。

以下に留意し、

a)　960-1164MHzの周波数帯での運用が提案されているAM(R)Sシステムとこの周波数帯のICAO標準の航空システムとの間に両立性をもたせることは、ICAOの責任であること。

b)　960-1164MHzの周波数帯で運用するAM(R)Sシステムと同じ航空機に搭載するRNSSの受信機との間の両立性基準の作成は、ICAOの責任であること。

c)　AM(R)Sシステムと非ICAO ARNSシステム間の調整を容易にするために、実用的な運用対策が作成されるべきであること。

以下を決議し、

1　960-1164MHzの周波数帯で運用されるいかなるAM(R)Sシステムも、国際民間航空条約の第10附属書で公表されるSARPsの要求を満たすこと。

2　認識事項b)に述べるシステムを除いては、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、中華人民共和国、ロシア、カザフスタン、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナの領土の境界から934km以内で運用する航空機局又は／及び465km以内で運用する地上局を有する960-1164MHzの周波数帯のAM(R)Sシステムのいかなる運用も、これらの国において同じ周波数帯で運用する航空無線航行システムの保護のために（考慮事項e）参照）上記当該国の主管庁との調整に従う。主管庁が合意を求める要求を受領後、4か月の期間内に応答のない場合は、影響がないものとみなされること。

3　認識事項b)に述べるシステムは、考慮事項e)に述べるシステムに対して有害な混信を与えてはならず、また、考慮事項e)に述べるシステムからの保護を要求してはならない。